

日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

5. 受注者は、交通誘導警備員について、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等の確認できる資料を監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

また、表1-1に示す路線及び区間で交通誘導警備業務を行わせる場合は、警備業法(昭和47年7月5日法律第117号)第18条及び警備員の検定等に関する規則(国家公安委員会規則第20号、平成17年11月18日)第2条並びに福島県公安委員会告示第41号(平成18年12月19日)に基づき、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

6. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
7. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
8. 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、責任区分を明らかにして使用するものとする。
9. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

平成28年2月1日以降起工適用

日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

5. 受注者は、交通誘導警備員について、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導警備検定(1級又は2級)の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等の確認できる資料を監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

また、以下の表に示す路線及び区間で交通誘導を行う場合は、警備業法(昭和47年7月5日法律第117号)第18条及び警備員の検定等に関する規則(国家公安委員会規則第20号、平成17年11月18日)第2条並びに福島県公安委員会告示第41号(平成18年12月19日)に基づき、交通誘導警備検定(1級又は2級)の合格者を1人以上配置しなければならない。

| 指 定 路 線 | 区 間 | 施 行 月 日 | |
|----------------------------|--------------|---------|-------------|
| 自動車専用道路 | 福島空港・あぶくま南道路 | 供用区間 | 平成17年11月18日 |
| 福島県公安委員会 が必要と認める 道 路 | 国道4号 | 福島県全域 | 平成19年6月19日 |
| | 国道6号 | | |
| | 国道13号 | | |
| | 国道49号 | | |
| | 国道118号 | | |

6. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
7. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
8. 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、の責任区分を明らかにして使用するものとする。
9. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

第 1 編 第 1 章 総 則

表 1-1 指 定 路 線

| 指 定 路 線 | 区 間 | 旅行年月日 | |
|-------------------|-------------|-----------------------------------------------------------|------------------|
| 自動車専用道路 | 供用区間 | 供用日 | |
| 福島県公安委員会が必要と認める道路 | 国道 4 号 | 福島県の全域 | |
| | 国道 6 号 | | |
| | 国道 1 3 号 | | |
| | 国道 4 9 号 | | |
| | 国道 1 1 4 号 | | |
| | 国道 1 1 5 号 | | |
| | 国道 1 1 8 号 | | |
| | 国道 1 2 1 号 | | |
| | 国道 2 8 8 号 | | |
| | 国道 2 8 9 号 | | |
| | 国道 2 9 4 号 | | |
| | 国道 3 4 9 号 | | |
| | 国道 3 9 9 号 | 福島県の全域（ただし、福島市飯坂町茂庭 134 林班い小班から福島市飯坂町茂庭 134 林班つ小班までの間を除く） | 平成 19 年 6 月 19 日 |
| | 国道 4 5 9 号 | 福島県の全域（ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く） | 平成 19 年 6 月 19 日 |
| | 県道福島飯坂線 | 福島県の全域 | 平成 28 年 4 月 1 日 |
| | 県道日立いわき線 | | |
| | 県道原町川俣線 | | |
| | 県道いわき石川線 | | |
| | 県道小名浜四倉線 | | |
| | 県道いわき上三坂小野線 | | |
| 県道小名浜平線 | | | |
| 県道常磐勿来線 | | | |
| 県道会津若松裏磐梯線 | 福島県会津若松市の全域 | | |
| 県道河内郡山線 | 福島県の全域 | | |
| 県道須賀川二本松線 | | | |

平成 28 年 2 月 1 日以降起工適用